

紹介議員 2名

法人解散の清算金の支払いに関する請願書

請願者

〒869-6403 球磨郡球磨村一勝地甲 370-2

一般社団法人くまむら山村活性化協会

代表理事 富永 知敬

ほか理事 3名

TEL. 0966-32-0170

件名： 法人解散の清算金の支払いに関する請願書

趣旨：

球磨村が設立した当法人であるが、村からの委託契約事業の打ち切りによって解散する事態に陥った。設立時に収益事業を実施しない旨の届けを村が法務局に提出していたこともあって、法人経営の財源が絶たれた。このままでは、解散・清算時に発生する負債を理事が負うことになる。理事は村からの委嘱による「あて職」無報酬にて就任しており、負債を負う責任はない。設立した村、解散にいたらしめた村の責任において、清算金を支払うよう請願する。

理由：

当法人や理事が法人解散の清算金の支払いを村に求めるのは以下の理由による。

①本年5月29日に、法人は総会を開催し、法人解散の決議と清算人の決定をみた。同時に、本案件について議会に仲裁を求める請願書を提出する決議がなされた。

②昨年12月5日付けの球磨村長からの文書で、令和6年度をもつての当法人に対しての委託契約の解除の通知がなされた後、文書での通知撤回の申し入れや2回の村長室での協議を経ても、村は解散清算時の問題回避を図らずに委託契約の打ち切りを執行した。

③昨年3月28日に、清算金を村に支払っていただきたい旨の理事全員からの依頼文書と、役員と従業員からの公開質問状が村長あてに届けられた。公開質問状には、委託契約の打ち切りによって発生する問題や責任の所在を確認する質問が記されていた。どちらに対しても村からは回答がないまま今日に至っている。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和7年 5月 30日

球磨村議会議長 舟戸 治生 様